

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量
を実施することについて通知がありました。

令和三年十月八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測深）
- 二 測量の地域 宇陀川流域（宇陀市）
- 三 測量の期間 令和三年八月二十八日から令和四年二月二十八日まで